# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2022年6月1日提出 |
| 【発行者名】 | 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 猿田　隆 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 土屋　裕子 |
| 【電話番号】 | 03-6205-1649 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 日本株アルファ・カルテット（年２回決算型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | ５兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

**第一部【証券情報】**

**（１）【ファンドの名称】**

**日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）**
**以下「当ファンド」といいます。**

**（２）【内国投資信託受益証券の形態等】**

**追加型証券投資信託の受益権です。**
**＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。**
**当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。**

**（３）【発行（売出）価額の総額】**

**５兆円を上限とします。**

**（４）【発行（売出）価格】**

**取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。**
**ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。**
**※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。**
**基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。**
**基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「日本株α年２」として掲載されます。**
**委託会社に対する照会は下記においてできます。**

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

**※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。**

**（５）【申込手数料】**

**原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。**
**※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。**
**※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。**

**（６）【申込単位】**

**お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。**

**（７）【申込期間】**

**2022年6月2日から2022年12月1日まで**
**申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。**

**（８）【申込取扱場所】**

**販売会社において申込みを取り扱います。**
**販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。**

**（９）【払込期日】**

**取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。**
**各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。**

**（１０）【払込取扱場所】**

**販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）**

**（１１）【振替機関に関する事項】**

**当ファンドの振替機関は下記の通りです。**

**株式会社証券保管振替機構**

**（１２）【その他】**

**イ　申込証拠金**
**ありません。**
**ロ　日本以外の地域における募集**
**ありません。**
**ハ　お申込不可日**
**上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。**
**・ニューヨークの銀行の休業日　　・サンパウロの銀行の休業日**
**※お申込不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。**
**ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用**
**ありません。**
**ホ　振替受益権について**
**ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法お**

**よび当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。**

**（参考：投資信託振替制度）**

- **ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。**
- **受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。**
- **ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。**
- **振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。**

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドはわが国の株式への投資に加え、「高金利通貨戦略」と「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、インカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

※当ファンドにおいて、「高金利通貨戦略」とは為替取引を活用して高金利通貨（取引対象通貨）の買いと円の売りを行うことをいいます。また、「株式カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有するわが国の株式に対し、株価指数のコールオプションを売却することをいいます。「通貨カバードコール戦略」とはファンドが実質的に保有する取引対象通貨建て資産に対し、円に対する取引対象通貨のコールオプションを売却することをいいます。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型 | **国　内** | **株　式** |
| **追加型** | 海　外 | 債　券 |
| | 内　外 | 不動産投信 |
| | | その他資産（　　） |
| | | 資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br><br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br><br>不動産投信<br><br>**その他資産<br>（投資信託証券<br>（株式　一般））**<br><br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年１回<br><br>**年２回**<br><br>年４回<br><br>年６回<br>（隔月）<br><br>年12回<br>（毎月）<br><br>日々<br><br>その他<br>（　　） | グローバル<br><br>**日本**<br><br>北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア<br><br>中南米<br><br>アフリカ<br><br>中近東<br>（中東）<br><br>エマージング | ファミリーファンド<br><br>**ファンド・オブ・ファンズ** |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式　一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2016年３月16日　信託契約締結
2016年３月16日　当ファンドの設定・運用開始
2019年４月１日　ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継

（３）【ファンドの仕組み】

**イ　当ファンドの関係法人とその役割**

**（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」**

**証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。**

**（ロ）受託会社　「株式会社りそな銀行」**

**証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。**

**（ハ）販売会社**

**委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。**

運営の仕組み

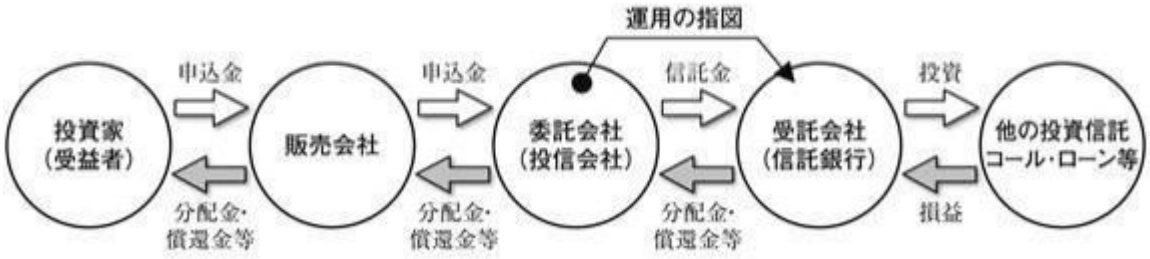


**ロ　委託会社の概況**

**（イ）資本金の額**

**20億円（2022年3月31日現在）**

**（ロ）会社の沿革**

| | |
|---|---|
| 1985年７月15日 | 三生投資顧問株式会社設立 |
| 1987年２月20日 | 証券投資顧問業の登録 |
| 1987年６月10日 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |
| 1999年１月１日 | 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合 |
| 1999年２月５日 | 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更 |
| 2000年１月27日 | 証券投資信託委託業の認可取得 |
| 2002年12月１日 | 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2013年４月１日 | トヨタアセットマネジメント株式会社と合併 |
| 2019年４月１日 | 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更 |

**（ハ）大株主の状況**

**（2022年3月31日現在）**

| 名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目１番２号 | 16,977,897 | 50.1 |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 | 7,946,406 | 23.5 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地 | 5,080,509 | 15.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号 | 3,528,000 | 10.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 | 337,248 | 1.0 |

ハ　ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

**〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕**

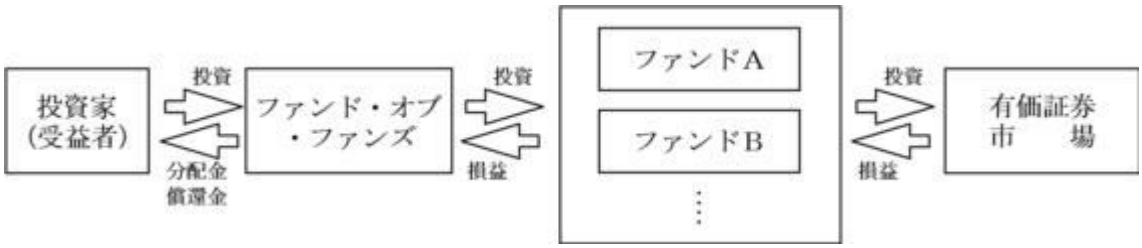


## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

①主に円建ての外国投資信託である「Japan Equity Premium Fund Class A」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるマネー・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

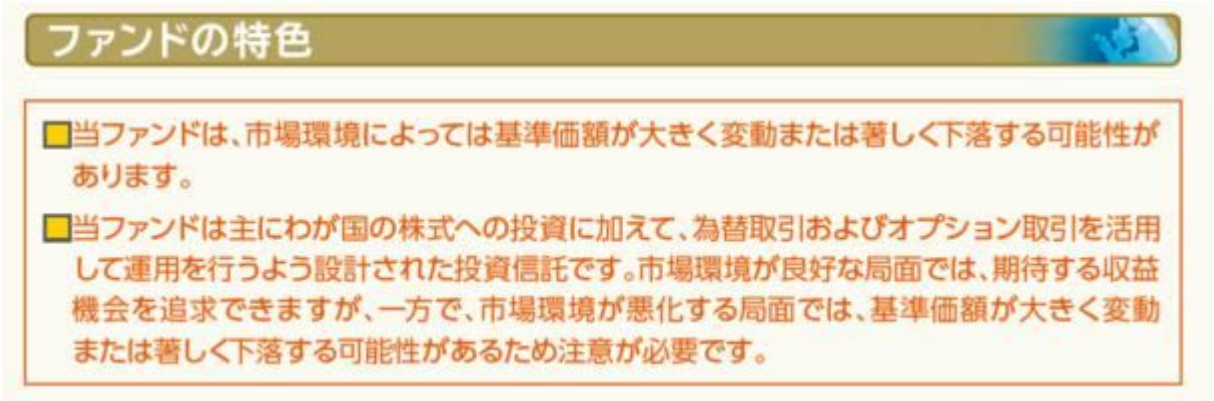

## 1 わが国の株式を実質的な投資対象とし、ファンダメンタルズおよびバリュエーション等を勘案し魅力的な銘柄に投資することで、中長期的な信託財産の成長を目指します。

□ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスA（Japan Equity Premium Fund Class A）*」と国内籍の親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

□「ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスA」においては、財務の安定性、収益の成長性などの個々の企業のファンダメンタルズ、配当利回りその他のバリュエーション等を勘案して銘柄を選定します。外国投資信託証券における株式の運用は、三井住友DSアセットマネジメントが行います。

*将来、投資対象のクラスが変更になる場合があります。

## 2 「高金利通貨戦略」では、相対的に金利水準の高い通貨の為替取引を実質的に行います。

□高金利通貨戦略では、円売り／取引対象通貨買いの為替取引を実質的に行います。これにより主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）*」、為替変動要因による「為替差益／差損」が生じます。

*詳しくは、後掲「為替取引によるプレミアム／コストについて」をご参照ください。

□取引対象通貨は、当初ブラジルレアルとします（取引対象通貨は将来変更になる場合があります。）。

## 3 「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を行うことで、オプションプレミアムの確保を目指します。

□株式カバードコール戦略は、わが国の株価指数（原則としてTOPIX（東証株価指数）とします。）のコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。

□通貨カバードコール戦略は、円に対する取引対象通貨のコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。

□各カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50％程度とします。また、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。

※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。

オプションプレミアムとは
オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
コールオプションとは
対象資産（株式など）を特定の価格（権利行使価格）で特定の日（満期日）に買うことができる権利をいいます。

## 4 年2回の決算日に、分配金額を決定します。

□決算日は、毎年3月、9月の4日（休業日の場合は翌営業日）とします。

□委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

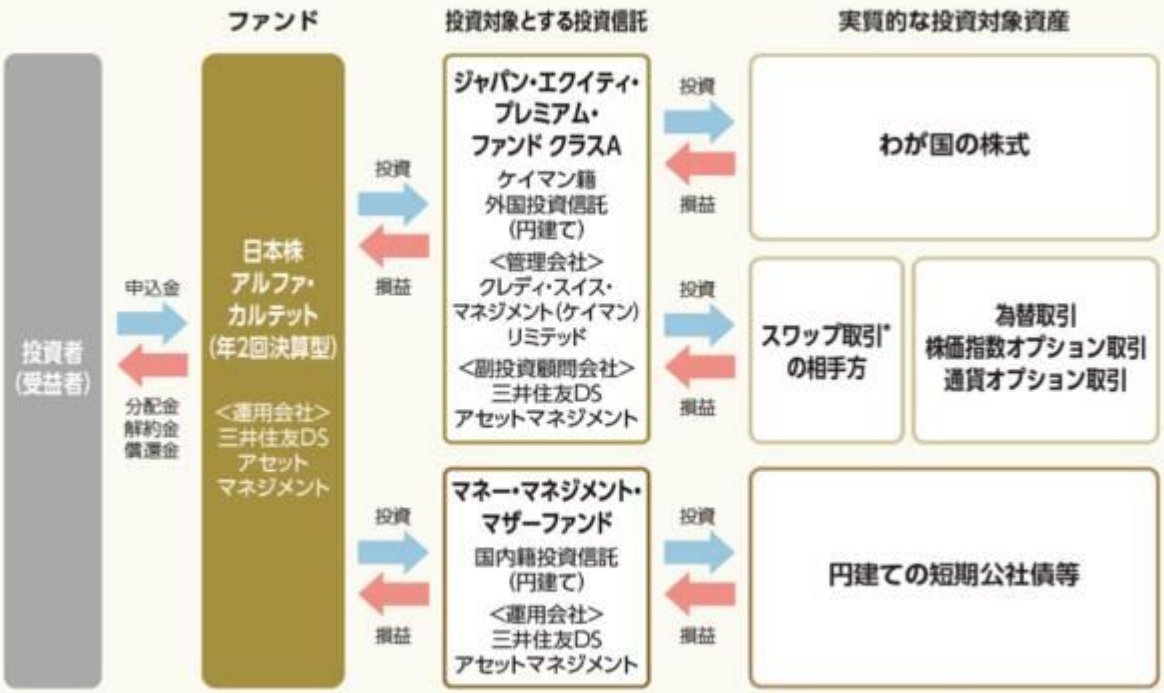


*クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を通じて、為替取引、株価指数オプション取引および通貨オプション取引の損益を享受します。

※「ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド　クラスA」の組入比率を原則として高位に保ちます。将来、投資対象のクラスが変更になる場合があります。

## 外国投資信託証券における日本株式の運用プロセス

三井住友DSアセットマネジメントは、企業等のサステナビリティに考慮した運用を行います。

■投資判断にあたっては、投資先企業等のサステナビリティ（持続可能性）の重要な要素として、ESG*を判断材料に加えています。

■企業との対話・働きかけ（エンゲージメント）や、議決権行使等により、ESGに関する問題・懸念の改善に向けた取り組みを運用担当者とアナリスト等が連携して実施します。

*ESG:Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）

※上記の運用プロセスは2022年4月現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 当ファンドの4つの収益源

■当ファンドは、わが国の株式への投資に加え、「高金利通貨戦略」と「株式カバードコール戦略」および「通貨カバードコール戦略」を組み合わせることで、インカムゲインとオプションプレミアムの確保、ならびに中長期的な信託財産の成長を目指します。

（イメージ図）

※高金利通貨戦略では、円売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。
※株式カバードコール戦略では、わが国の株価指数にかかるコールオプションの売りを行います。
※通貨カバードコール戦略では、円に対する取引対象通貨のコールオプションの売りを行います。
※各カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。また、今後この比率を見直すこともあります。
※配当利回り、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）およびオプションプレミアムは市場環境等により大きく変動する場合があります。将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
※各カバードコール戦略によってオプションプレミアムの確保が期待される一方で、株価が下落した場合や対円で取引対象通貨が下落（円高）した場合には、下落幅に応じた損失を被ることとなります。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じてわが国の株式に投資を行いますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主にわが国の株価指数にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入株式と当該株価指数が異なる値動きをした場合は、値上がり益の享受が想定通りにならない場合があります。
（注）上記は、当ファンドの収益の要因を示したイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 当ファンドの収益のイメージ

■当ファンドは主にわが国の株式への投資に加えて、為替取引およびオプション取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

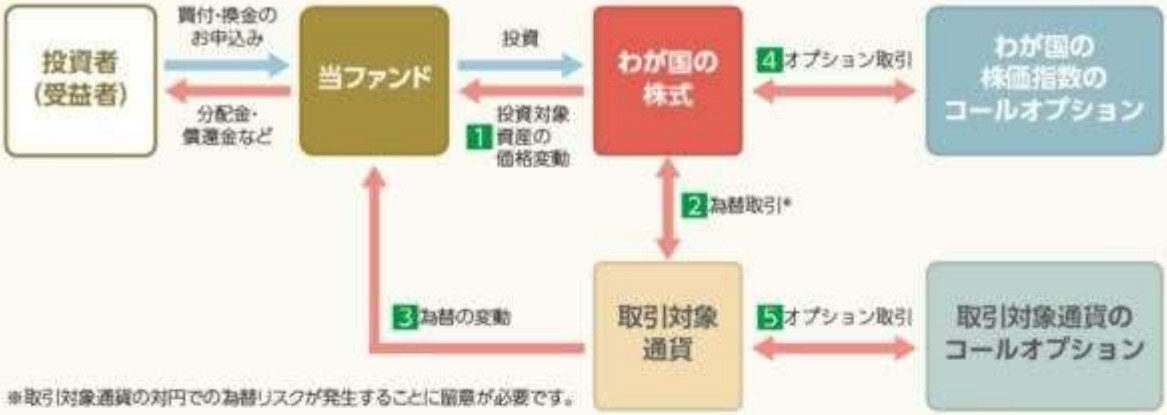


※取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

■当ファンドの収益の源泉は、以下の5つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

| 収益の源泉 | 収益を得られるケース | 損失やコストが発生するケース |
|---|---|---|
| 1 わが国の株式の配当収入、値上がり/値下がり | 株価上昇*1<br>企業利益の増加<br>財務状況の改善<br>など | 株価下落<br>企業利益の減少<br>財務状況の悪化<br>など |
| 2 為替取引によるプレミアム/コスト | プレミアム(金利差相当分の収益)の発生<br>取引対象通貨の短期金利>円の短期金利 | コスト(金利差相当分の費用)の発生<br>取引対象通貨の短期金利<円の短期金利 |
| 3 為替差益/差損 | 為替差益の発生*2<br>取引対象通貨に対して円安 | 為替差損の発生<br>取引対象通貨に対して円高 |
| 4 株価指数のコールオプションのプレミアム/権利行使価格を上回る部分の一部損失 | オプションプレミアムの受け取り | 権利行使価格を上回る部分の一部損失*1<br>権利行使価格を上回る株価指数の上昇 |
| 5 取引対象通貨のコールオプションのプレミアム/権利行使価格を上回る部分の一部損失 | オプションプレミアムの受け取り | 権利行使価格を上回る部分の一部損失*2<br>権利行使価格を上回る取引対象通貨の上昇(円安) |

*1 株価指数が権利行使価格を超えて上昇した場合、その超過分はオプションの権利行使等によって、一部相殺されます。
*2 取引対象通貨が権利行使価格を超えて取引対象通貨高(円安)となった場合、その超過分はオプションの権利行使等によって、一部相殺されます。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じてわが国の株式に投資を行いますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主にわが国の株価指数にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入株式と当該株価指数が異なる値動きをした場合は、値上がり益の享受が想定通りにならない場合があります。
※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

## 為替取引によるプレミアム／コストについて

### ▶為替取引を活用した収益機会のイメージ

〔取引対象通貨の短期金利＞円の短期金利の場合〕

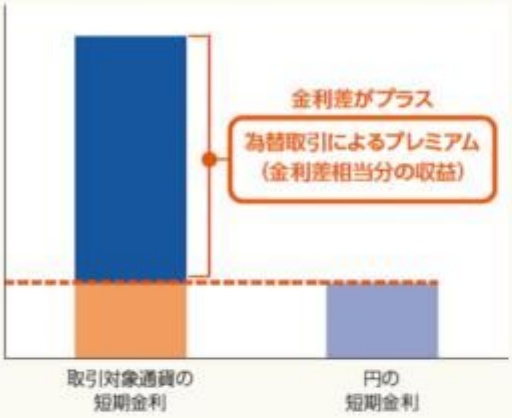


〔取引対象通貨の短期金利＜円の短期金利の場合〕

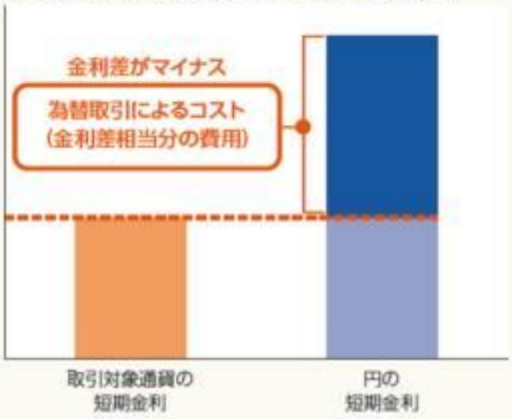


■一般的に、円を売って円より高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、円を売って円より低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

■主要投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引を通じて為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

## カバードコール戦略を用いた場合の値動きの特徴について

■原資産（株価指数など）および原資産に対するカバー率を50%とした場合のカバードコール戦略（以下、当戦略）の値動きの特徴として、主に3つのケースをあげることができます。

■特に『原資産価格が上昇・下落を繰り返すケース（3のケース）』において、原資産価格が横ばい圏で推移したとしても当戦略の価格が下落（時間の経過とともに下落幅が拡大）する可能性があることにご留意ください。

*「カバー率」とは、原資産に対するオプションのポジションの割合をいいます。

(注)カバードコール戦略により想定されるオプションプレミアムは考慮していません

（イメージ図）

### ① 原資産価格が継続して上昇するケース

【前提】原資産価格が毎期一定の率で上昇するケース

当戦略の価格は原資産価格の概ね半分程度の値上がり

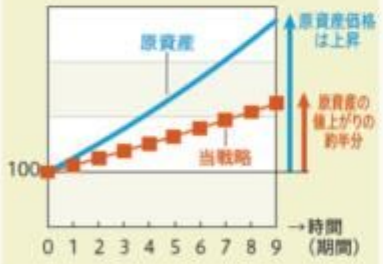


### ② 原資産価格が継続して下落するケース

【前提】原資産価格が毎期一定の率で下落するケース

当戦略の価格は原資産の価格と同様に下落

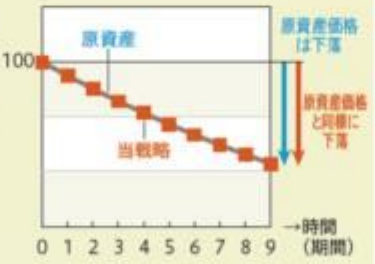


### ③ オプションの権利行使期間毎に原資産価格が上昇・下落を繰り返すケース

【前提】原資産価格が同じ率で上昇、下落を繰り返すケース

当戦略の価格は下落

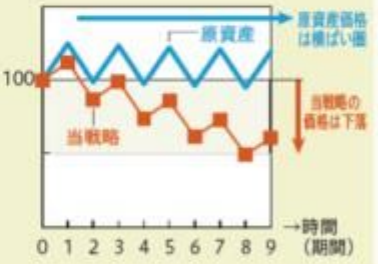


※原資産および当戦略の価格は当初100として指数化
※カバードコール戦略とは、オプションの権利行使価格を上回る原資産（株価指数など）の値上がり益を放棄するかわりに、オプションプレミアムの確保を目指す投資戦略です。
※上図の横軸（時間（期間））の目盛りは、カバードコール戦略におけるオプションの権利行使期間を表します。オプションの権利行使期間は、オプション取引量が多い1～3ヵ月程度が一般的です。
※上記は、原資産および原資産に対するカバー率を50%とし各期初にカバードコール戦略を構築したと仮定した場合のカバードコール戦略の値動きのイメージであり、カバードコール戦略に対する説明のすべてを網羅したものではありません。

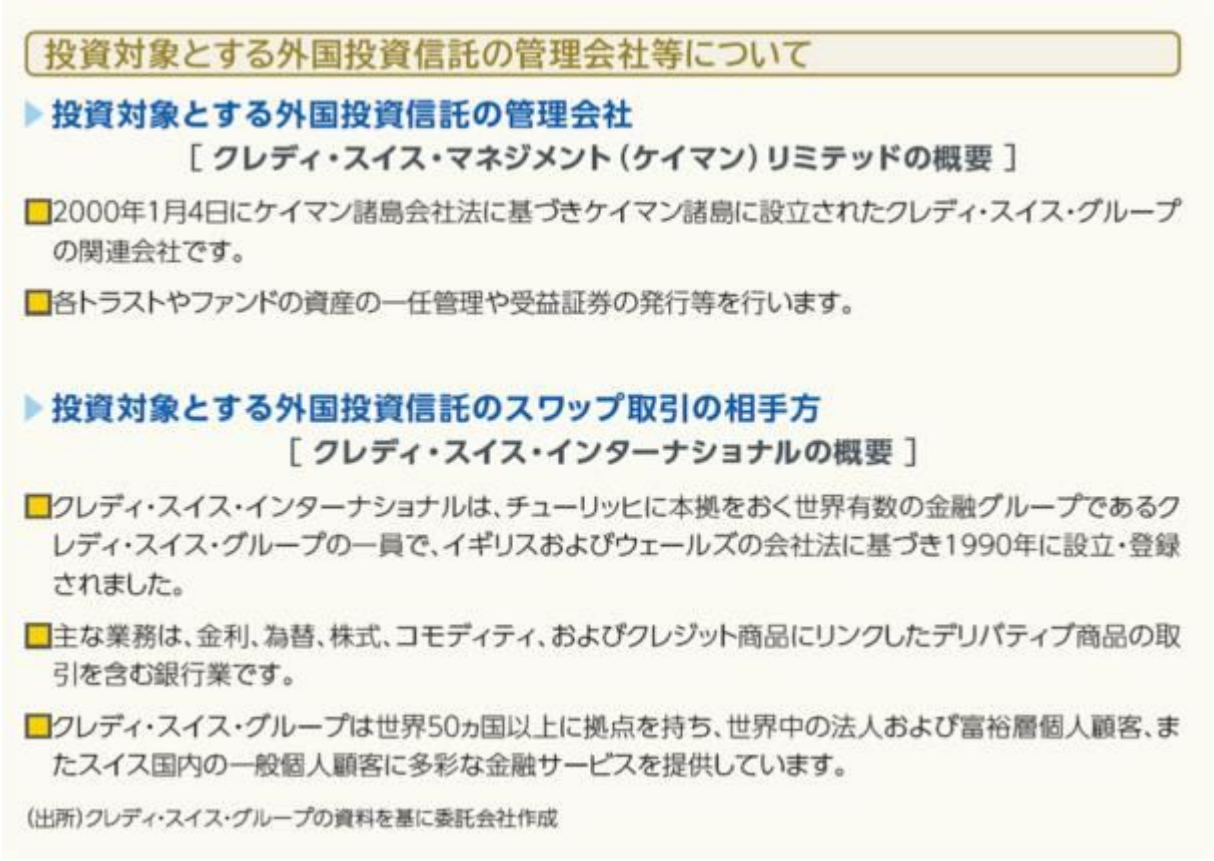


**（２）【投資対象】**

**①投資の対象とする資産の種類**

**この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。**

**１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）**

**イ．有価証券**

**ロ．金銭債権**

**ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）**

**２．次に掲げる特定資産以外の資産**

**イ．為替手形**

**②運用の指図範囲**

**委託会社は、信託金を、主として「Japan Equity Premium Fund Class A」受益証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「マネー・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。**

**１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等**

**２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの**

**３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）**

**４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）**

**５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）**

**なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。**

**③その他の金融商品の運用の指図**

**委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。**

**１．預金**
**２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）**
**３．コール・ローン**
**４．手形割引市場において売買される手形**

**〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕**

## ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスA

| | |
|---|---|
| 形態 | ケイマン籍契約型投資信託(円建て) |
| 主要投資対象 | 日本の株式を主要投資対象とします。また、スワップ取引を通じて、為替取引、株価指数オプション取引ならびに通貨オプション取引を活用します。 |
| 投資方針 | 1.主として日本の株式に投資しつつ、為替取引および株価指数と通貨のカバードコール戦略を組み合わせることで、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。<br>【日本株投資戦略】<br>・株式への投資に当たっては、財務の安定性、収益の成長性などの個々の企業のファンダメンタルズ、配当利回りその他のバリュエーション等を考慮して投資魅力のある銘柄を中心に投資します。<br>・株式の運用は、三井住友DSアセットマネジメントが行います。<br>【高金利通貨戦略】<br>・高金利の通貨の買いと円の売りの為替取引を行います。<br>・取引対象通貨は、ブラジルレアルとします。<br>【株式カバードコール戦略】<br>・株式カバードコール戦略は、日本の株価指数にかかるコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。<br>・株式カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50%程度のコールオプションの売りを行います。<br>【通貨カバードコール戦略】<br>・通貨カバードコール戦略は、円に対する高金利通貨(ブラジルレアル)のコールオプションの売りを行うことでオプションプレミアムの確保を目指す戦略です。<br>・通貨カバードコール戦略は、原則としてファンドの純資産総額の50%程度のコールオプションの売りを行います。<br>※カバードコール戦略では、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。<br>※高金利通貨戦略および株式・通貨のカバードコール戦略については、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を通じて当該戦略を行った場合の投資成果を享受します。<br>2.資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | ・株式への投資割合には、制限を設けません。<br>・同一銘柄の株式への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。<br>・同一セクターへの投資割合は、原則として取得時において信託財産の純資産総額の50%以内とします。<br>・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 |
| 収益の分配 | 原則毎月行います。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 管理報酬その他費用 | 管理報酬等:年0.795%程度<br>上記の他、信託財産にかかる租税、信託事務に関する費用、組入有価証券等の売買時等にかかる費用、受託会社の費用(年10,000米ドル)、管理事務費用、名義書換事務代行費用、信託財産の処理に関する費用、組入有価証券等の保管に関する費用等はファンドの信託財産から負担されます。<br>※上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。<br>※上記の報酬等は将来変更される場合があります。 |
| 管理会社 | クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド |
| 副投資顧問会社 | 三井住友DSアセットマネジメント |

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

**マネー・マネジメント・マザーファンド**

| | |
|---|---|
| 主要投資対象 | 本邦貨建て公社債および短期金融商品等 |
| 運用の基本方針 | 本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。 |
| 主な投資制限 | ●株式への投資は行いません。<br>●外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他の費用 | 有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。<br>その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |

**（３）【運用体制】**

**イ　ファンドの運用体制**

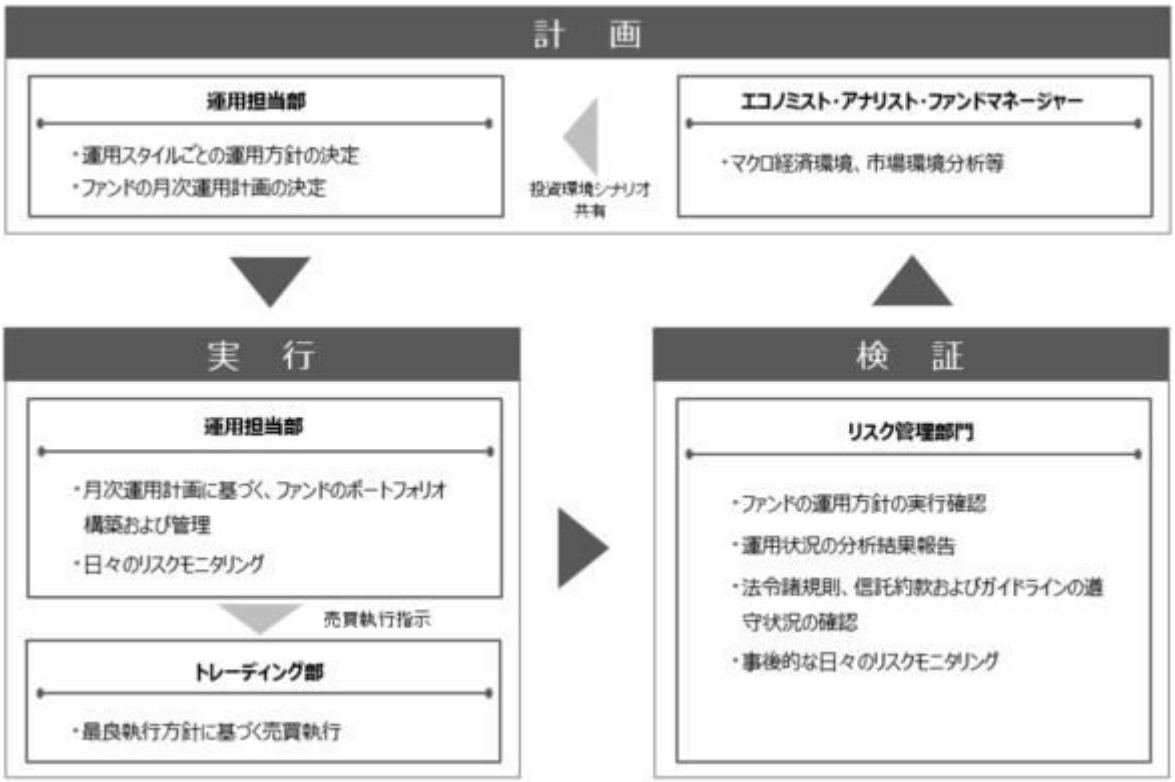


**※リスク管理部門の人員数は、約50名です。**
**※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。**

**ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制**
**ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。**

**（４）【分配方針】**

**毎決算時（毎年３月、９月の４日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。**

**イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。**
**ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。**
**ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。**
**※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。**

**ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。**
**（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）**

**（５）【投資制限】**

**当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。**
**①信託約款に定める投資制限**
**イ．主な投資制限**
**(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。**
**(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。**
**(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。**

**ロ．公社債の借入れの指図**
**(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。**
**(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。**
**(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。**
**(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。**

**ハ．信用リスク集中回避のための投資制限**
**(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。**
**(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。**

**ニ．資金の借入れ**
**(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。**
**(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金**

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

## ３【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(１)価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資するとともに為替取引およびオプション取引等デリバティブ取引を行います。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(４)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)高金利通貨戦略に伴うリスク

高金利通貨戦略においては、円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。このため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落するおそれがあります。なお、取引対象通貨の金利が円金利より低い場合、円と取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

(６)カバードコール戦略に伴うリスク

・カバードコール戦略においては、株価指数のコールオプションの売却および円に対する取引対象通貨のコールオプションの売却を行います。このため、株価指数や為替レートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合等には売却したオプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
・カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の株価指数や為替レートの水準、権利行使価格水準、株価指数や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。
・カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日において株価指数や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えない場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
・カバードコール戦略において特定の権利行使期間で株価や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際の株式や為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後株価や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。
※当ファンドは外国投資信託証券を通じてわが国の株式に投資を行いますが、株式カバードコール戦略では、実質的に主にわが国の株価指数にかかるコールオプションの売却を行います。このため、ファンドの組入株式と当該株価指数が異なる値動きをした場合は、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご留意ください。
・換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模、市場動向等によっては解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
・当初設定時、市場環境、資産規模あるいは大量の資金流出入が発生した場合やその他やむを得

ない事情が発生した場合等にはカバードコール戦略を十分に行えない場合があります。

(７)スワップ取引に関するリスク

・当ファンドの投資対象である外国投資信託証券におけるスワップ取引は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性があります。

・投資対象の外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が実際に取引する為替取引やオプション取引に対しては何らの権利も有しておりません。

＜その他の留意点＞

(１)外国投資信託証券への投資について

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託証券からわが国の株式等に投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。

(２)為替取引に関する留意点

高金利通貨戦略においては、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引を行います。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

(３)カバードコール戦略におけるオプション評価

オプションは時価で評価され、その価値の上昇・下落が基準価額に反映されます。なお、オプション取引時点でプレミアム収入相当分が基準価額に反映されるものではありません。

ファンドは、オプションの売りの取引を行いますので、オプションの価値が上昇すれば基準価額の下落要因となり、オプションの価値が下落すればプレミアム収入を上限として基準価額の上昇要因となります。

※上記はファンドにおける損益のすべてを示したものではありません。

※ファンドは、わが国の株式へ投資し、高金利通貨戦略において取引対象通貨買い、円売りの為替取引を行うとともに、カバードコール戦略において株価指数および円に対する取引対象通貨のコールオプションの売却を行います。したがって、保有する株式の値上がりもしくは円安・取引対象通貨高が基準価額の上昇要因となる一方、株価指数の上昇もしくは円安・取引対象通貨高によるオプションの価値上昇が基準価額の下落要因となります。

(４)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示

すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(５)繰上償還について
当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。
また、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(６)換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(７)クーリング・オフについて
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(８)法令・税制・会計等の変更可能性について
法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

ロ　投資リスクの管理体制
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### ［ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ］

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ［ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ］

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

| | |
|---|---|
| 日本株 | **TOPIX（配当込み）**<br>株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。 |
| 先進国株 | **MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）**<br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国株 | **MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）**<br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本国債 | **NOMURA-BPI（国債）**<br>野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国債 | **FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）**<br>FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。 |
| 新興国債 | **JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）**<br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

**原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。**
**申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。**

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。
ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

<table>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="5">ファンド</td><td colspan="3">純資産総額に年1.1275%（税抜き1.025%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。<br>信託報酬の実質的配分は以下の通りです。<br>＜信託報酬の配分（税抜き）＞</td></tr>
<tr><td>支払先</td><td>料率</td><td>役務の内容</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年0.40%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年0.60%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年0.025%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td colspan="3">※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託</td><td colspan="3">年0.795%程度*</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td colspan="4">ファンドの純資産総額に対して年1.9225%（税抜き1.82%）程度*</td></tr>
</table>

＊当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあり、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。
＊当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることになります。

（４）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.01045%（税抜き0.0095%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載する

ことはできません。

※　上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

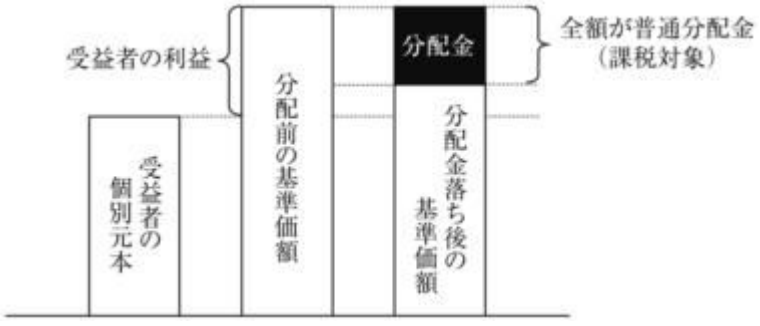


②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

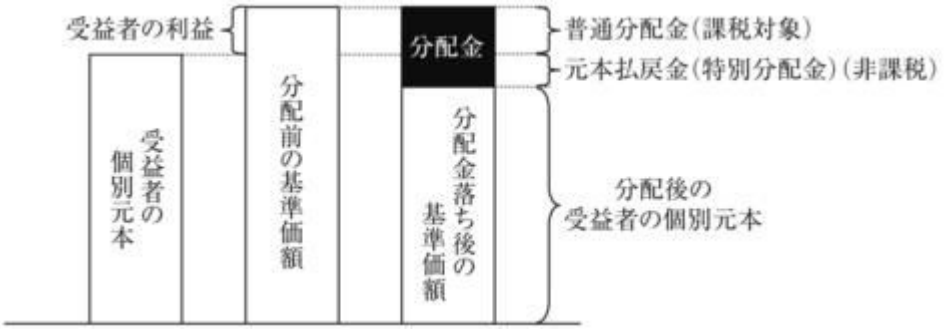


※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。

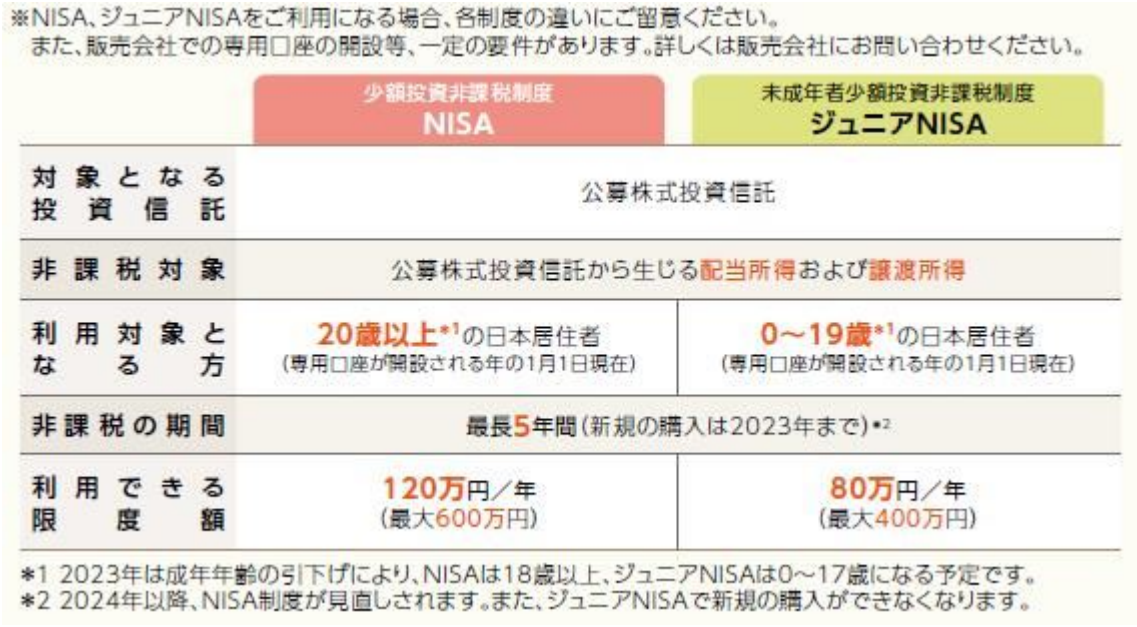

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

| | 少額投資非課税制度 NISA | 未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA |
|---|---|---|
| 対象となる投資信託 | 公募株式投資信託 | |
| 非課税対象 | 公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得 | |
| 利用対象となる方 | 20歳以上*1の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在） | 0～19歳*1の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在） |
| 非課税の期間 | 最長5年間（新規の購入は2023年まで）*2 | |
| 利用できる限度額 | 120万円／年（最大600万円） | 80万円／年（最大400万円） |

*1 2023年は成年年齢の引下げにより、NISAは18歳以上、ジュニアNISAは0～17歳になる予定です。
*2 2024年以降、NISA制度が見直しされます。また、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。

**※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2022年3月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。**

## ５【運用状況】

### （１）【投資状況】

**日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）**

2022年3月31日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 291,408,297 | 97.91 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 9,957 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 6,210,923 | 2.09 |
| 合計（純資産総額） | | 297,629,177 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

### （２）【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

**日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）**

**イ　主要投資銘柄**

2022年3月31日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Japan Equity Premium Fund Class A | 2,012,488,241 | 0.1309 | 263,497,889 | 0.1448 | 291,408,297 | 97.91 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・マネジメント・マザーファンド | 9,990 | 0.9967 | 9,957 | 0.9967 | 9,957 | 0.00 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2022年3月31日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 97.91 |
| 親投資信託受益証券 | 0.00 |
| 合　計 | 97.91 |

②【投資不動産物件】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

| 年月日 | 純資産総額（円） | | １万口当たりの純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1期　（2016年 9月 5日） | 120,208,561 | 120,208,561 | 11,266 | 11,266 |
| 第2期　（2017年 3月 6日） | 1,639,340,056 | 1,639,340,056 | 15,164 | 15,164 |
| 第3期　（2017年 9月 4日） | 2,110,241,303 | 2,110,241,303 | 15,871 | 15,871 |
| 第4期　（2018年 3月 5日） | 1,497,623,890 | 1,497,623,890 | 15,464 | 15,464 |
| 第5期　（2018年 9月 4日） | 1,132,916,004 | 1,132,916,004 | 13,625 | 13,625 |
| 第6期　（2019年 3月 4日） | 1,026,543,210 | 1,026,543,210 | 13,469 | 13,469 |
| 第7期　（2019年 9月 4日） | 745,160,379 | 745,160,379 | 11,799 | 11,799 |
| 第8期　（2020年 3月 4日） | 648,228,312 | 648,228,312 | 11,340 | 11,340 |
| 第9期　（2020年 9月 4日） | 431,605,588 | 431,605,588 | 10,026 | 10,026 |
| 第10期　（2021年 3月 4日） | 393,852,541 | 393,852,541 | 11,509 | 11,509 |
| 第11期　（2021年 9月 6日） | 340,625,644 | 340,625,644 | 14,155 | 14,155 |
| 第12期　（2022年 3月 4日） | 288,159,923 | 288,159,923 | 15,479 | 15,479 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2021年 3月末日 | 384,161,658 | - | 12,324 | - |
| 4月末日 | 358,522,626 | - | 12,657 | - |
| 5月末日 | 367,957,474 | - | 13,367 | - |
| 6月末日 | 370,963,496 | - | 13,958 | - |
| 7月末日 | 353,333,364 | - | 13,643 | - |
| 8月末日 | 333,282,516 | - | 13,856 | - |
| 9月末日 | 332,199,345 | - | 14,188 | - |
| 10月末日 | 309,561,563 | - | 13,832 | - |
| 11月末日 | 290,171,326 | - | 13,717 | - |
| 12月末日 | 287,136,117 | - | 14,339 | - |
| 2022年 1月末日 | 280,600,906 | - | 14,533 | - |
| 2月末日 | 282,401,495 | - | 15,160 | - |
| 3月末日 | 297,629,177 | - | 17,217 | - |

②【分配の推移】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

| | 計算期間 | １万口当たり分配金（円） |
|---|---|---|
| 第1期 | 2016年 3月16日～2016年 9月 5日 | 0 |
| 第2期 | 2016年 9月 6日～2017年 3月 6日 | 0 |
| 第3期 | 2017年 3月 7日～2017年 9月 4日 | 0 |
| 第4期 | 2017年 9月 5日～2018年 3月 5日 | 0 |
| 第5期 | 2018年 3月 6日～2018年 9月 4日 | 0 |
| 第6期 | 2018年 9月 5日～2019年 3月 4日 | 0 |
| 第7期 | 2019年 3月 5日～2019年 9月 4日 | 0 |
| 第8期 | 2019年 9月 5日～2020年 3月 4日 | 0 |
| 第9期 | 2020年 3月 5日～2020年 9月 4日 | 0 |
| 第10期 | 2020年 9月 5日～2021年 3月 4日 | 0 |
| 第11期 | 2021年 3月 5日～2021年 9月 6日 | 0 |
| 第12期 | 2021年 9月 7日～2022年 3月 4日 | 0 |

③【収益率の推移】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

| | 収益率（％） |
|---|---|
| 第1期 | 12.7 |
| 第2期 | 34.6 |
| 第3期 | 4.7 |
| 第4期 | △2.6 |
| 第5期 | △11.9 |
| 第6期 | △1.1 |
| 第7期 | △12.4 |
| 第8期 | △3.9 |

| | |
|---|---|
| 第9期 | △11.6 |
| 第10期 | 14.8 |
| 第11期 | 23.0 |
| 第12期 | 9.4 |

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

| | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 第1期 | 110,830,893 | 4,130,717 |
| 第2期 | 1,007,570,168 | 33,188,280 |
| 第3期 | 439,486,654 | 190,931,721 |
| 第4期 | 376,636,578 | 737,808,408 |
| 第5期 | 166,094,626 | 303,061,430 |
| 第6期 | 35,516,706 | 104,839,632 |
| 第7期 | 17,246,542 | 147,877,320 |
| 第8期 | 18,790,225 | 78,725,821 |
| 第9期 | 15,766,468 | 156,905,382 |
| 第10期 | 17,582,312 | 105,852,827 |
| 第11期 | 2,253,402 | 103,804,853 |
| 第12期 | 1,819,599 | 56,306,809 |

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

（１）投資状況

マネー・マネジメント・マザーファンド

2022年3月31日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 特殊債券 | 日本 | 14,057,610 | 64.48 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 7,742,559 | 35.52 |
| 合計（純資産総額） | | 21,800,169 | 100.00 |

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

マネー・マネジメント・マザーファンド

イ　主要投資銘柄

2022年3月31日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価(円) | 帳簿価額(円) | 評価額単価(円) | 評価額(円) | 利率(%) | 償還期限 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 特殊債券 | ４２政保地方公共団 | 5,000,000 | 100.88 | 5,043,800 | 100.52 | 5,025,770 | 0.805 | 2022/11/14 | 23.05 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 特殊債券 | ３９政保地方公共団 | 5,000,000 | 100.82 | 5,040,750 | 100.31 | 5,015,370 | 0.801 | 2022/08/15 | 23.01 |
| 日本 | 特殊債券 | １７５　政保道路機構 | 2,000,000 | 100.75 | 2,014,940 | 100.48 | 2,009,520 | 0.791 | 2022/10/31 | 9.22 |
| 日本 | 特殊債券 | １　政保新関西空港 | 2,000,000 | 100.38 | 2,007,580 | 100.35 | 2,006,950 | 0.801 | 2022/08/29 | 9.21 |

**以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。**

**ロ　種類別投資比率**

**2022年3月31日現在**

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 特殊債券 | 64.48 |
| 合　計 | 64.48 |

**②投資不動産物件**

**マネー・マネジメント・マザーファンド**

**該当事項はありません。**

**③その他投資資産の主要なもの**

**マネー・マネジメント・マザーファンド**

**該当事項はありません。**

**≪参考情報≫**

基準日:2022年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2022年3月 | 0円 |
| 2021年9月 | 0円 |
| 2021年3月 | 0円 |
| 2020年9月 | 0円 |
| 2020年3月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

■日本株アルファ・カルテット(年2回決算型)

### 資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 97.91 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.09 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Japan Equity Premium Fund Class A | 97.91 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・マネジメント・マザーファンド | 0.00 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ▶投資対象とする投資信託の現況

■ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド クラスA

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 5.7 |
| 日本 | 株式 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 5.0 |
| 日本 | 株式 | ソニーグループ | 電気機器 | 3.9 |
| 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 3.9 |
| 日本 | 株式 | 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 3.7 |
| 日本 | 株式 | 日立製作所 | 電気機器 | 3.0 |
| 日本 | 株式 | セブン&アイ・ホールディングス | 小売業 | 2.7 |
| 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 2.4 |
| 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 2.3 |
| 日本 | 株式 | 三菱商事 | 卸売業 | 2.1 |

※比率は、ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンドの組入株式の評価額合計に対する時価の比率です。

■マネー・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 特殊債券 | 日本 | 64.48 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 35.52 |
| 合計（純資産総額） | | 100.00 |

主要投資銘柄（上位10銘柄）

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 特殊債券 | 42 政保地方公共団 | 0.805 | 2022/11/14 | 23.05 |
| 日本 | 特殊債券 | 39 政保地方公共団 | 0.801 | 2022/08/15 | 23.01 |
| 日本 | 特殊債券 | 175 政保道路機構 | 0.791 | 2022/10/31 | 9.22 |
| 日本 | 特殊債券 | 1 政保新関西空港 | 0.801 | 2022/08/29 | 9.21 |

※比率はマネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

### 年間収益率の推移（暦年ベース）

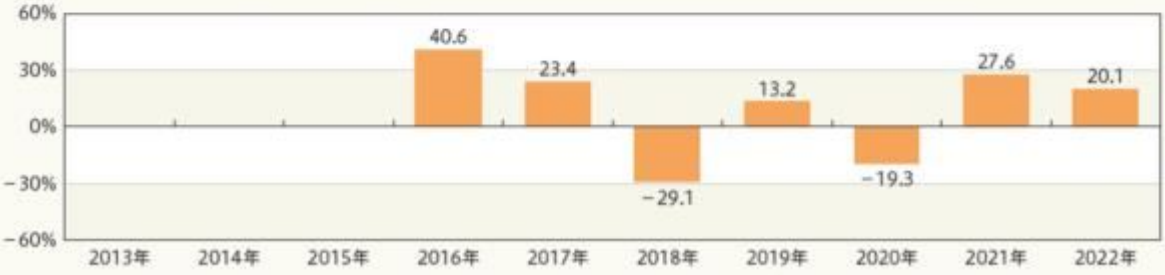


※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
※2016年のファンドの収益率は、ファンドの設定日（2016年3月16日）から年末までの騰落率を表示しています。
※2022年のファンドの収益率は、年初から2022年3月31日までの騰落率を表示しています。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

#### イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所※等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの銀行の休業日　　・サンパウロの銀行の休業日

※申込不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。
・ニューヨークの銀行の休業日　　・サンパウロの銀行の休業日
※申込不可日は、取引対象通貨の変更に伴い変更される場合があります。
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して６営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。
解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）
＜主要投資対象の評価方法＞

| 有価証券等 | 評価方法 |
|---|---|
| 投資信託証券<br>（外国籍） | 原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。 |

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「日本株α年２」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2016年３月16日から2024年３月４日まで、もしくは下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。
なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年３月５日から９月４日まで、９月５日から翌年３月４日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．委託会社は、上記ｂの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、上記ａに基づいてこの信託契約を解約するときおよび委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃ～ｅまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に

従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

（ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にか

**かる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。**
**ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。**
**収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。**

**ロ　償還金請求権**

**受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。**
**償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。**
**償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。**

**ハ　一部解約実行請求権**

**受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。**

**ニ　書面決議における議決権**

**委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。**

**ホ　帳簿閲覧・謄写請求権**

**受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。**

**第３【ファンドの経理状況】**

**１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。**
**なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。**

**２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期（2021年9月7日から2022年3月4日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。**

**１【財務諸表】**

## 【日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第11期<br>（2021年 9月 6日現在） | 第12期<br>（2022年 3月 4日現在） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | - | 852,865 |
| コール・ローン | 10,155,016 | 6,417,883 |
| 投資信託受益証券 | 332,811,415 | 280,713,807 |
| 親投資信託受益証券 | 9,962 | 9,957 |
| 未収入金 | - | 2,080,283 |
| 流動資産合計 | 342,976,393 | 290,074,795 |
| 資産合計 | 342,976,393 | 290,074,795 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 160,689 | - |
| 未払解約金 | 79,817 | 223,678 |
| 未払受託者報酬 | 50,961 | 40,831 |
| 未払委託者報酬 | 2,039,991 | 1,634,813 |
| その他未払費用 | 19,291 | 15,550 |
| 流動負債合計 | 2,350,749 | 1,914,872 |
| 負債合計 | 2,350,749 | 1,914,872 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 240,648,183 | 186,160,973 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 99,977,461 | 101,998,950 |
| （分配準備積立金） | 290,998,486 | 235,231,150 |
| 元本等合計 | 340,625,644 | 288,159,923 |
| 純資産合計 | 340,625,644 | 288,159,923 |
| 負債純資産合計 | 342,976,393 | 290,074,795 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第11期<br>自　2021年 3月 5日<br>至　2021年 9月 6日 | 第12期<br>自　2021年 9月 7日<br>至　2022年 3月 4日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 17,951,687 | 14,149,451 |
| 受取利息 | 70 | 68 |
| 有価証券売買等損益 | 60,676,392 | 13,067,123 |
| 営業収益合計 | 78,628,149 | 27,216,642 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 2,475 | 2,056 |
| 受託者報酬 | 50,961 | 40,831 |
| 委託者報酬 | 2,039,991 | 1,634,813 |
| その他費用 | 19,291 | 16,304 |
| 営業費用合計 | 2,112,718 | 1,694,004 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 76,515,431 | 25,522,638 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 76,515,431 | 25,522,638 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 76,515,431 | 25,522,638 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 13,548,254 | 1,153,124 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 51,652,907 | 99,977,461 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 753,615 | 841,803 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 753,615 | 841,803 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 15,396,238 | 23,189,828 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 15,396,238 | 23,189,828 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 99,977,461 | 101,998,950 |

**（３）【注記表】**

**（重要な会計方針の注記）**

| 項　目 | 第12期<br>自 2021年9月7日<br>至 2022年3月4日 |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |
| ２．収益及び費用の計上基準 | 受取配当金の計上基準<br>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。 |
| ３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い<br>当計算期間は前期末が休日のため、2021年9月7日から2022年3月4日までとなっております。 |

**（重要な会計上の見積りに関する注記）**

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

**（貸借対照表に関する注記）**

| 項　目 | 第11期<br>（2021年9月6日現在） | 第12期<br>（2022年3月4日現在） |
|---|---|---|
| １．当計算期間の末日における受益権の総数 | 240,648,183口 | 186,160,973口 |
| ２．１単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額　1.4155円<br>（１万口当たりの純資産額14,155円） | 1口当たり純資産額　1.5479円<br>（１万口当たりの純資産額15,479円） |

**（損益及び剰余金計算書に関する注記）**

| 項　目 | 第11期<br>自 2021年3月5日<br>至 2021年9月6日 | 第12期<br>自 2021年9月7日<br>至 2022年3月4日 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,270,478円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（149,998,775円）、および分配準備積立金（275,728,008円）より、分配対象収益は440,997,261円（１万口当たり18,325.39円）でありますが、分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,932,710円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（118,118,319円）、および分配準備積立金（223,298,440円）より、分配対象収益は353,349,469円（１万口当たり18,980.86円）でありますが、分配を行っておりません。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 第12期<br>自 2021年9月7日<br>至 2022年3月4日 |
|---|---|
| １．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| ２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |

| | |
|---|---|
| ３．　金融商品に係るリスク管理体制 | 　リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |
| ４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 　金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

## Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | 第12期<br>（2022年3月4日現在） |
|---|---|
| １．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 　金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| ２．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券）<br>　「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

**（有価証券に関する注記）**

**売買目的有価証券**

**第11期（自 2021年3月5日　至 2021年9月6日）**

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 49,303,146円 |
| 親投資信託受益証券 | △1円 |
| 合計 | 49,303,145円 |

**第12期（自 2021年9月7日　至 2022年3月4日）**

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | 13,491,618円 |
| 親投資信託受益証券 | △5円 |
| 合計 | 13,491,613円 |

**（デリバティブ取引に関する注記）**

該当事項はありません。

**（関連当事者との取引に関する注記）**

| 第12期<br>自 2021年9月7日<br>至 2022年3月4日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

**（その他の注記）**

| 項　目 | 第11期<br>（2021年9月6日現在） | 第12期<br>（2022年3月4日現在） |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 342,199,634円 | 240,648,183円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,253,402円 | 1,819,599円 |
| 期中一部解約元本額 | 103,804,853円 | 56,306,809円 |

**（４）【附属明細表】**

**①有価証券明細表**

**(a)株式**

該当事項はありません。

**(b)株式以外の有価証券**

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | Japan Equity Premium Fund Class A | 2,146,130,024 | 280,713,807 | |
| | 投資信託受益証券　小計 | | 280,713,807 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | マネー・マネジメント・マザーファンド | 9,990 | 9,957 | |
| | 親投資信託受益証券　小計 | | 9,957 | |
| 合　計 | | | 280,723,764 | |

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）は、「マネー・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マネー・マネジメント・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

| | （2021年9月6日現在） | （2022年3月4日現在） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | - | 1,138,954 |
| コール・ローン | 10,261,350 | 8,570,721 |
| 特殊債券 | 17,030,604 | 12,058,412 |
| 未収利息 | 29,648 | 29,744 |
| 前払費用 | 10,684 | 6,065 |
| 流動資産合計 | 27,332,286 | 21,803,896 |
| 資産合計 | 27,332,286 | 21,803,896 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 3,000 |
| その他未払費用 | - | 138 |
| 流動負債合計 | - | 3,138 |
| 負債合計 | - | 3,138 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 27,408,079 | 21,872,412 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（△） | △75,793 | △71,654 |
| 元本等合計 | 27,332,286 | 21,800,758 |
| 純資産合計 | 27,332,286 | 21,800,758 |
| 負債純資産合計 | 27,332,286 | 21,803,896 |

**（２）注記表**

**（重要な会計方針の注記）**

| 項　目 | 自 2021年9月7日<br>至 2022年3月4日 |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | 特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |

**（重要な会計上の見積りに関する注記）**

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

**（貸借対照表に関する注記）**

| 項　目 | （2021年9月6日現在） | （2022年3月4日現在） |
|---|---|---|
| １．当計算期間の末日における受益権の総数 | 27,408,079口 | 21,872,412口 |
| ２．「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 | 元本の欠損<br>75,793円 | 元本の欠損<br>71,654円 |
| ３．１単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額　0.9972円<br>（１万口当たりの純資産額9,972円） | 1口当たり純資産額　0.9967円<br>（１万口当たりの純資産額9,967円） |

**（金融商品に関する注記）**

**Ⅰ．金融商品の状況に関する事項**

| 項　目 | 自 2021年9月7日<br>至 2022年3月4日 |
|---|---|
| １．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| ２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券を組み入れております。 |

| | |
|---|---|
| | 2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| ３．金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |
| ４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

## Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | （2022年3月4日現在） |
|---|---|

| | |
|---|---|
| １．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| ２．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（特殊債券）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 自 2021年9月7日<br>至 2022年3月4日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| （2021年9月6日現在） | |
|---|---|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 27,787,020円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 39,120円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 418,061円 |
| | |
| 2021年9月6日現在の元本の内訳 | |
| タフ・アメリカ（マネープールファンド） | 7,962,136円 |
| 米国小型株ツインα（毎月分配型） | 552,681円 |
| 日本株アルファ・カルテット（毎月分配型） | 1,998,801円 |
| 米国リバーサル戦略ツインαネオ（毎月分配型） | 16,364,935円 |
| 米国リート厳選ファンド（毎月決算型） | 249,776円 |
| 米国リート厳選ファンド（資産成長型） | 249,776円 |
| 日本株アルファ・カルテット（年２回決算型） | 9,990円 |
| 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Aコース（ダイワ投資一任専用） | 9,992円 |
| 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Bコース（ダイワ投資一任専用） | 9,992円 |
| 合　計 | 27,408,079円 |

| （2022年3月4日現在） | |
|---|---|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 27,408,079円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 45,152円 |

| | |
|---|---|
| 同期中における一部解約元本額 | 5,580,819円 |
| | |
| 2022年3月4日現在の元本の内訳 | |
| タフ・アメリカ（マネープールファンド） | 7,941,067円 |
| 米国小型株ツインα（毎月分配型） | 552,681円 |
| 日本株アルファ・カルテット（毎月分配型） | 1,998,801円 |
| 米国リバーサル戦略ツインαネオ（毎月分配型） | 11,349,889円 |
| 日本株アルファ・カルテット（年２回決算型） | 9,990円 |
| 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Aコース（ダイワ投資一任専用） | 9,992円 |
| 大和住銀／コロンビア米国株リバーサル戦略ファンド　Bコース（ダイワ投資一任専用） | 9,992円 |
| 合　計 | 21,872,412円 |

**（３）附属明細表**

**①有価証券明細表**

**(a)株式**

該当事項はありません。

**(b)株式以外の有価証券**

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 特殊債券 | １７５　政保道路機構 | 2,000,000 | 2,010,822 | |
| | ３９政保地方公共団 | 5,000,000 | 5,018,600 | |
| | ４２政保地方公共団 | 5,000,000 | 5,028,990 | |
| | 特殊債券　小計 | | 12,058,412 | |
| 合　計 | | | 12,058,412 | |

**②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

該当事項はありません。

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）

2022年3月31日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 302,560,259円 |
| Ⅱ　負債総額 | 4,931,082円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 297,629,177円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 172,870,144口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）<br>（１万口当たり純資産額） | 1.7217円<br>（17,217円） |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換
該当事項はありません。

ロ　受益者名簿
作成しません。

ハ　受益者に対する特典
ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**ヘ　償還金**

**償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。**

**ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて**

**振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。**

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

#### イ　資本金の額および株式数

| | 2022年3月31日現在 |
|---|---|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 33,870,060株 |

#### ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

#### ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

#### ニ　投資信託の運用の流れ

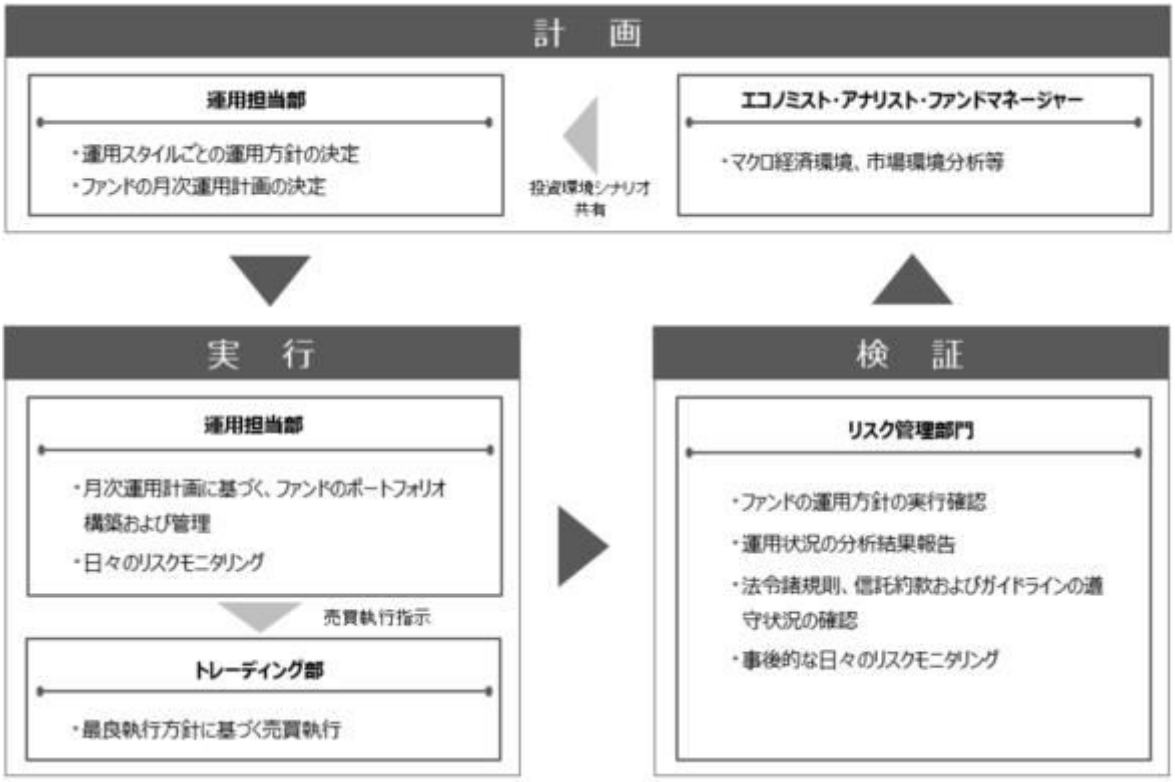


### ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

| | 本　数（本） | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 718 | 9,508,835 |
| 単位型株式投資信託 | 100 | 510,688 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 26,282 |
| 単位型公社債投資信託 | 188 | 377,967 |
| 合　計 | 1,007 | 10,423,774 |

## 3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2　当社は、第36期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第37期中間会計期間(2021年４月１日から2021年９月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

### （１）【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 33,264,545 | 33,048,142 |
| 顧客分別金信託 | 300,021 | 300,036 |
| 前払費用 | 515,226 | 449,748 |
| 未収入金 | 602,605 | 132,419 |
| 未収委託者報酬 | 8,404,880 | 9,936,096 |
| 未収運用受託報酬 | 2,199,785 | 2,247,156 |
| 未収投資助言報酬 | 299,826 | 398,108 |
| 未収収益 | 37,702 | 39,975 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他の流動資産 | | 40,119 | 6,981 |
| 流動資産合計 | | 45,664,712 | 46,558,665 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | ※１ | | |
| 建物 | | 101,609 | 1,509,450 |
| 器具備品 | | 783,224 | 870,855 |
| 土地 | | 710 | 710 |
| リース資産 | | 968 | 13,483 |
| 建設仮勘定 | | 66,498 | - |
| 有形固定資産合計 | | 953,010 | 2,394,500 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 909,133 | 1,347,889 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 508,733 | 1,029,033 |
| のれん | | 34,397,824 | 3,654,491 |
| 顧客関連資産 | | 17,785,166 | 15,671,890 |
| 電話加入権 | | 12,739 | 12,727 |
| 商標権 | | 54 | 48 |
| 無形固定資産合計 | | 53,613,651 | 21,716,080 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 19,436,480 | 22,866,282 |
| 関係会社株式 | | 11,246,398 | 11,246,398 |
| 長期差入保証金 | | 2,523,637 | 1,409,091 |
| 長期前払費用 | | 113,852 | 116,117 |
| 会員権 | | 90,479 | 90,479 |
| 貸倒引当金 | | △20,750 | △20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 33,390,098 | 35,707,619 |
| 固定資産合計 | | 87,956,760 | 59,818,200 |
| 資産合計 | | 133,621,473 | 106,376,866 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 1,064 | 5,153 |
| 顧客からの預り金 | 14,285 | 20,077 |
| その他の預り金 | 146,200 | 169,380 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,629 | 1,646 |
| 未払償還金 | 131,338 | 43,523 |
| 未払手数料 | 3,776,873 | 4,480,697 |
| その他未払金 | 502,211 | 270,290 |
| 未払費用 | 3,935,582 | 5,940,121 |
| 未払消費税等 | 305,513 | 235,647 |
| 未払法人税等 | 489,151 | 762,648 |
| 賞与引当金 | 1,716,321 | 1,516,622 |
| その他の流動負債 | 30,951 | 9,710 |
| 流動負債合計 | 11,051,125 | 13,455,519 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | - | 9,678 |
| 繰延税金負債 | 2,963,538 | 2,566,958 |
| 退職給付引当金 | 5,299,814 | 5,258,448 |
| 賞与引当金 | 14,767 | - |
| その他の固定負債 | 172,918 | 40,950 |
| 固定負債合計 | 8,451,038 | 7,876,035 |

| | | |
|---|---|---|
| 負債合計 | 19,502,164 | 21,331,554 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | 81,927,000 | 81,927,000 |
| 資本剰余金合計 | 90,555,984 | 90,555,984 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 60,000 | 60,000 |
| 別途積立金 | 1,476,959 | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | 19,364,265 | △10,281,242 |
| 利益剰余金合計 | 21,185,470 | △8,460,037 |
| 株主資本計 | 113,741,454 | 84,095,946 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 377,855 | 949,365 |
| 評価・換算差額等合計 | 377,855 | 949,365 |
| 純資産合計 | 114,119,309 | 85,045,311 |
| 負債・純資産合計 | 133,621,473 | 106,376,866 |

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2020年４月１日<br>至　2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 54,615,133 | 50,610,457 |
| 運用受託報酬 | 9,389,058 | 9,450,169 |
| 投資助言報酬 | 1,303,595 | 1,270,584 |
| その他営業収益 | | |
| サービス支援手数料 | 181,061 | 200,807 |
| その他 | 32,421 | 32,820 |
| 営業収益計 | 65,521,269 | 61,564,839 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 24,888,040 | 22,784,919 |
| 広告宣伝費 | 447,024 | 365,317 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 3,214,679 | 3,061,987 |
| 委託調査費 | 7,702,309 | 7,810,157 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 70,007 | 95,163 |
| 印刷費 | 612,249 | 554,920 |
| 協会費 | 45,117 | 40,044 |
| 諸会費 | 32,199 | 29,473 |
| 情報機器関連費 | 4,349,174 | 4,562,612 |
| 販売促進費 | 68,688 | 23,614 |
| その他 | 154,201 | 163,332 |
| 営業費用合計 | 41,583,691 | 39,491,542 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 役員報酬 | 264,325 | 277,027 |
| 給料・手当 | 9,789,691 | 9,280,730 |
| 賞与 | 914,702 | 950,630 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,726,013 | 1,501,855 |
| 交際費 | 30,898 | 11,815 |
| 寄付金 | 2,022 | 949 |
| 事務委託費 | 956,931 | 844,255 |
| 旅費交通費 | 249,359 | 21,023 |
| 租税公課 | 389,032 | 389,819 |
| 不動産賃借料 | 1,121,553 | 1,639,529 |
| 退職給付費用 | 797,158 | 790,144 |
| 固定資産減価償却費 | 3,044,658 | 3,040,894 |
| のれん償却費 | 2,645,986 | 2,645,986 |
| 諸経費 | 482,324 | 608,206 |
| 一般管理費合計 | 22,414,658 | 22,002,869 |
| 営業利益 | 1,522,919 | 70,426 |

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2020年４月１日<br>至　2021年３月31日） |
|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | | 778,113 | 13,164 |
| 受取利息 | | 947 | 2,736 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 1,041 | 88,335 |
| 原稿・講演料 | | 2,061 | 2,603 |
| 投資有価証券償還益 | | 6,398 | 57,388 |
| 投資有価証券売却益 | | 24,206 | 162,941 |
| 雑収入 | | 53,484 | 72,933 |
| 営業外収益合計 | | 866,254 | 400,104 |
| 営業外費用 | | | |
| 為替差損 | | 72,457 | 766 |
| 投資有価証券償還損 | | 129,006 | 11,762 |
| 投資有価証券売却損 | | 12,906 | 34,473 |
| 雑損失 | | 8,334 | 1,240 |
| 営業外費用合計 | | 222,704 | 48,243 |
| 経常利益 | | 2,166,469 | 422,288 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | ※１ | 110,668 | 54,493 |
| 減損損失 | ※２ | 46,417 | 28,097,346 |
| 合併関連費用 | | 42,800 | - |
| 早期退職費用 | ※３ | - | 216,200 |
| 本社移転費用 | ※４ | 133,168 | 127,044 |
| その他特別損失 | | - | 5,460 |
| 特別損失合計 | | 333,054 | 28,500,544 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△） | | 1,833,414 | △28,078,256 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,874,278 | 1,549,173 |
| 法人税等調整額 | | △ 619,676 | △693,192 |
| 法人税等合計 | | 1,254,602 | 855,980 |

| | | |
|---|---|---|
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 578,811 | △28,934,237 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

### 前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | － | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 21,255,054 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △2,469,600 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 578,811 |
| 合併による増加 | | | 81,927,000 | 81,927,000 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 81,927,000 | 81,927,000 | － | － | － | △1,890,788 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 19,364,265 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 23,076,258 | 33,705,242 | 594,061 | 594,061 | 34,299,304 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △2,469,600 | △2,469,600 | | | △2,469,600 |
| 当期純利益 | 578,811 | 578,811 | | | 578,811 |
| 合併による増加 | | 81,927,000 | | | 81,927,000 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △216,206 | △216,206 | △216,206 |
| 当期変動額合計 | △1,890,788 | 80,036,211 | △216,206 | △216,206 | 79,820,005 |
| 当期末残高 | 21,185,470 | 113,741,454 | 377,855 | 377,855 | 114,119,309 |

### 当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 19,364,265 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | － | | | | △711,271 |
| 当期純損失（△） | | | | － | | | | △28,934,237 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | － | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | － | △29,645,508 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | △10,281,242 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 21,185,470 | 113,741,454 | 377,855 | 377,855 | 114,119,309 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △711,271 | △711,271 | | － | △711,271 |
| 当期純損失（△） | △28,934,237 | △28,934,237 | | － | △28,934,237 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | 571,510 | 571,510 | 571,510 |
| 当期変動額合計 | △29,645,508 | △29,645,508 | 571,510 | 571,510 | △29,073,997 |
| 当期末残高 | △8,460,037 | 84,095,946 | 949,365 | 949,365 | 85,045,311 |

## [注記事項]

(重要な会計方針)

１.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～50年 |
| 器具備品 | ４～15年 |

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| のれん | 14年 |
| 顧客関連資産 | ６～19年 |
| ソフトウェア（自社利用分） | ５年（社内における利用可能期間） |

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)
当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号　2019年７月４日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)
※１　有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度<br>(2020年３月31日) | 当事業年度<br>(2021年３月31日) |
|---|---|---|
| 建物 | 466,875千円 | 102,329千円 |
| 器具備品 | 1,225,261千円 | 1,153,649千円 |
| リース資産 | 1,452千円 | 2,830千円 |

２　当座借越契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>(2020年３月31日) | 当事業年度<br>(2021年３月31日) |
|---|---|---|
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 | －千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

３　保証債務
当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

| | 前事業年度<br>(2020年３月31日) | 当事業年度<br>(2021年３月31日) |
|---|---|---|
| Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc. | 132,559千円 | 93,374千円 |

(損益計算書関係)
※１　固定資産除却損

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | 879千円 | 18,278千円 |
| 器具備品 | 119千円 | 28,604千円 |
| リース資産 | 5,377千円 | －千円 |
| ソフトウェア | 1,596千円 | 7,610千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | 102,695千円 | －千円 |

※２　減損損失
前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|
| 千代田区 | 事業用資産 | 建物 | 46,417 |

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|
| ― | その他 | のれん | 28,097,346 |

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

※３　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※４　本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分（2020年７月13日から2020年９月30日まで）の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年４月１日　至 2020年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 17,640,000株 | 16,230,060株 | ― | 33,870,060株 |

２.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2019年６月24日<br>臨時株主総会 | 普通株式 | 2,469,600 | 140.00 | 2019年<br>３月28日 | 2019年<br>６月25日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020年６月29日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 711,271 | 21.00 | 2020年<br>３月31日 | 2020年<br>６月30日 |

当事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | ― | ― | 33,870,060株 |

２.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020年６月29日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 711,271 | 21.00 | 2020年<br>３月31日 | 2020年<br>６月30日 |

**(リース取引関係)**

**オペレーティング・リース取引**

**（借主側）**

**オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料**

**（単位：千円）**

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| １年以内 | 1,618,641 | 1,194,699 |
| １年超 | 5,844,934 | 3,497,258 |
| 合計 | 7,463,576 | 4,691,958 |

**(金融商品関係)**

**１.金融商品の状況に関する事項**

**(1)金融商品に対する取組方針**

**当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。**

**(2)金融商品の内容及びそのリスク**

**営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。**

**投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。**

**営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。**

**(3)金融商品に係るリスク管理体制**

**①信用リスクの管理**

**当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。**

**投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。**

**長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。**

**②市場リスクの管理**

**投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。**

**なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。**

**２.金融商品の時価等に関する事項**

**貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。**

**前事業年度（2020年３月31日）**

**（単位：千円）**

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 33,264,545 | 33,264,545 | － |
| (2)顧客分別金信託 | 300,021 | 300,021 | － |
| (3)未収委託者報酬 | 8,404,880 | 8,404,880 | － |
| (4)未収運用受託報酬 | 2,199,785 | 2,199,785 | － |
| (5)未収投資助言報酬 | 299,826 | 299,826 | － |
| (6)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 19,391,111 | 19,391,111 | － |
| (7)長期差入保証金 | 2,523,637 | 2,523,637 | － |
| 資産計 | 66,383,807 | 66,383,807 | － |
| (1)顧客からの預り金 | 14,285 | 14,285 | － |
| (2)未払手数料 | 3,776,873 | 3,776,873 | － |
| 負債計 | 3,791,158 | 3,791,158 | － |

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 33,048,142 | 33,048,142 | － |
| (2)顧客分別金信託 | 300,036 | 300,036 | － |
| (3)未収委託者報酬 | 9,936,096 | 9,936,096 | － |
| (4)未収運用受託報酬 | 2,247,156 | 2,247,156 | － |
| (5)未収投資助言報酬 | 398,108 | 398,108 | － |
| (6)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 22,826,472 | 22,826,472 | － |
| (7)長期差入保証金 | 1,409,091 | 1,409,091 | － |
| 資産計 | 70,165,105 | 70,165,105 | － |
| (1)顧客からの預り金 | 20,077 | 20,077 | － |
| (2)未払手数料 | 4,480,697 | 4,480,697 | － |
| 負債計 | 4,500,774 | 4,500,774 | － |

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| 区分 | 前事業年度<br>(2020年３月31日) | 当事業年度<br>(2021年３月31日) |
|---|---|---|
| その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 45,369 | 39,809 |
| 合計 | 45,369 | 39,809 |
| 子会社株式 | | |
| 非上場株式 | 11,246,398 | 11,246,398 |
| 合計 | 11,246,398 | 11,246,398 |

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 33,264,545 | － | － | － |
| 顧客分別金信託 | 300,021 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 8,404,880 | － | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 2,199,785 | － | － | － |
| 未収投資助言報酬 | 299,826 | － | － | － |
| 長期差入保証金 | 1,125,292 | 1,398,345 | － | － |
| 合計 | 45,594,350 | 1,398,345 | － | － |

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 33,048,142 | － | － | － |
| 顧客分別金信託 | 300,036 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 9,936,096 | － | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 2,247,156 | － | － | － |
| 未収投資助言報酬 | 398,108 | － | － | － |
| 長期差入保証金 | 42,007 | 1,367,084 | － | － |
| 合計 | 45,971,548 | 1,367,084 | － | － |

(有価証券関係)

１.子会社株式

前事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２.その他有価証券

前事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 12,411,812 | 13,327,652 | 915,839 |
| 小計 | 12,411,812 | 13,327,652 | 915,839 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 6,413,317 | 6,063,458 | △349,858 |
| 小計 | 6,413,317 | 6,063,458 | △349,858 |
| 合計 | 18,825,130 | 19,391,111 | 565,980 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　45,369千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 14,397,606 | 16,097,433 | 1,699,827 |
| 小計 | 14,397,606 | 16,097,433 | 1,699,827 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 6,994,762 | 6,729,039 | △265,723 |
| 小計 | 6,994,762 | 6,729,039 | △265,723 |
| 合計 | 21,392,369 | 22,826,472 | 1,434,103 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年４月１日　至 2020年３月31日)

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,814,360 | 24,206 | 12,906 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---|---|---|
| 3,631,425 | 6,398 | 129,006 |

当事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,978,622 | 162,941 | 34,473 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,630,219 | 57,388 | 11,762 |

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,418,601 | 5,299,814 |
| 勤務費用 | 523,396 | 476,308 |
| 利息費用 | － | － |
| 数理計算上の差異の発生額 | △195 | 67,476 |
| 退職給付の支払額 | △349,050 | △585,151 |
| 過去勤務費用の発生額 | － | － |
| 合併による発生額 | 1,707,062 | － |
| 退職給付債務の期末残高 | 5,299,814 | 5,258,448 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 5,299,814 | 5,258,448 |
| 未認識数理計算上の差異 | － | － |
| 未認識過去勤務費用 | － | － |
| 退職給付引当金 | 5,299,814 | 5,258,448 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 492,511 | 476,308 |
| 利息費用 | － | － |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △195 | 67,476 |
| その他 | 304,842 | 246,359 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 797,158 | 790,144 |

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 割引率 | 0.000% | 0.020% |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 1,622,803 | 1,610,136 |
| 賞与引当金 | 530,059 | 464,389 |
| 調査費 | 178,573 | 247,208 |
| 未払金 | 162,557 | 206,090 |
| 未払事業税 | 46,423 | 66,891 |
| ソフトウェア償却 | 91,937 | 90,431 |
| 子会社株式評価損 | 114,876 | 114,876 |
| その他有価証券評価差額金 | 150,771 | 131,391 |
| その他 | 88,250 | 35,930 |
| 繰延税金資産小計 | 2,986,254 | 2,967,346 |
| 評価性引当額（注） | △193,485 | △218,966 |
| 繰延税金資産合計 | 2,792,768 | 2,748,380 |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 5,445,817 | 4,798,732 |
| その他有価証券評価差額金 | 310,488 | 516,605 |
| 繰延税金負債合計 | 5,756,306 | 5,315,338 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △2,963,538 | △2,566,958 |

（注）評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 30.6% | 税引前当期純損失のため記載を省略しております。 |
| （調整） | | |
| 評価性引当額の増減 | 3.5 | |
| 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | △13.9 | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 7.3 | |
| 住民税均等割等 | 0.5 | |
| 所得税額控除による税額控除 | △0.5 | |
| のれん償却費 | 44.1 | |
| その他 | △3.3 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 68.4 | |

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年４月１日 至 2020年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 54,615,133 | 9,389,058 | 1,303,595 | 213,482 | 65,521,269 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年４月１日 至2021年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 50,610,457 | 9,450,169 | 1,270,584 | 233,628 | 61,564,839 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年４月１日　至 2020年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % ― | 投信の販売委託役員の兼任 | 委託販売手数料 | 3,703,669 | 未払手数料 | 644,246 |
| 親会社の子会社 | SMBC日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % ― | 投信の販売委託役員の兼任 | 委託販売手数料 | 6,265,593 | 未払手数料 | 890,935 |

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % ― | 投信の販売委託役員の兼任 | 委託販売手数料 | 3,728,851 | 未払手数料 | 863,159 |
| 親会社の子会社 | SMBC日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % ― | 投信の販売委託役員の兼任 | 委託販売手数料 | 5,578,226 | 未払手数料 | 1,070,559 |

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 3,369.33円 | 2,510.93円 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） | 17.09円 | △854.27円 |

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり当期純利益又は当期純損失 | | |
| 当期純利益又は当期純損失（△）（千円） | 578,811 | △28,934,237 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | － | － |
| 普通株式に係る当期純利益又は<br>当期純損失（△）（千円） | 578,811 | △28,934,237 |
| 期中平均株式数（株） | 33,870,060 | 33,870,060 |

## 中間財務諸表

### (1)中間貸借対照表

（単位：千円）

| | | 第37期中間会計期間<br>（2021年９月30日） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 38,529,337 |
| 顧客分別金信託 | | 300,038 |
| 前払費用 | | 518,490 |
| 未収委託者報酬 | | 10,909,133 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,723,571 |
| 未収投資助言報酬 | | 399,072 |
| 未収収益 | | 39,947 |
| その他 | | 224,189 |
| 流動資産合計 | | 53,643,782 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※１ | 2,218,463 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | | 3,502,221 |
| 顧客関連資産 | | 14,615,253 |
| その他 | | 2,778,211 |
| 無形固定資産合計 | | 20,895,685 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 22,000,657 |
| 関係会社株式 | | 11,246,398 |
| その他 | | 1,595,579 |
| 貸倒引当金 | | △ 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 34,821,886 |
| 固定資産合計 | | 57,936,035 |
| 資産合計 | | 111,579,818 |
| | | |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | | 3,567 |
| 顧客からの預り金 | | 12,736 |
| その他の預り金 | | 100,610 |
| 未払金 | | 5,104,509 |
| 未払費用 | | 7,204,066 |
| 未払法人税等 | | 1,493,440 |
| 前受収益 | | 32,829 |
| 賞与引当金 | | 1,725,017 |

| | | |
|---|---|---|
| その他 | ※２ | 695,069 |
| 流動負債合計 | | 16,371,848 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | | 6,309 |
| 繰延税金負債 | | 2,389,323 |
| 退職給付引当金 | | 5,414,560 |
| その他 | | 40,950 |
| 固定負債合計 | | 7,851,143 |
| 負債合計 | | 24,222,992 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,761,706 |
| 利益剰余金合計 | | 2,045,951 |
| 株主資本合計 | | 86,141,897 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,214,928 |
| 評価・換算差額等合計 | | 1,214,928 |
| 純資産合計 | | 87,356,826 |
| 負債純資産合計 | | 111,579,818 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| | | 第37期中間会計期間<br>（自　2021年４月１日<br>至　2021年９月30日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 32,740,035 |
| 運用受託報酬 | | 4,392,826 |
| 投資助言報酬 | | 633,982 |
| その他の営業収益 | | 117,708 |
| 営業収益計 | | 37,884,552 |
| 営業費用 | | 25,219,811 |
| 一般管理費 | ※１ | 9,605,282 |
| 営業利益 | | 3,059,458 |
| 営業外収益 | ※２ | 198,028 |
| 営業外費用 | ※３ | 26,126 |
| 経常利益 | | 3,231,360 |
| 特別損失 | ※４ | 146,753 |
| 税引前中間純利益 | | 3,084,607 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,373,478 |
| 法人税等調整額 | | △ 334,822 |
| 法人税等合計 | | 1,038,655 |
| 中間純利益 | | 2,045,951 |

## (3)中間株主資本等変動計算書

### 第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | △10,281,242 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 欠損填補 | | | △8,460,037 | △8,460,037 | | | | 8,460,037 |
| 中間純利益 | | | | | | | | 2,045,951 |
| 任意積立金の取崩 | | | | | | △60,000 | △1,476,959 | 1,536,959 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | － | － | △8,460,037 | △8,460,037 | － | △60,000 | △1,476,959 | 12,042,949 |
| 当中間期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | － | － | 1,761,706 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | △8,460,037 | 84,095,946 | 949,365 | 949,365 | 85,045,311 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 欠損填補 | 8,460,037 | － | | | － |
| 中間純利益 | 2,045,951 | 2,045,951 | | | 2,045,951 |
| 任意積立金の取崩 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | 265,562 | 265,562 | 265,562 |
| 当中間期変動額合計 | 10,505,989 | 2,045,951 | 265,562 | 265,562 | 2,311,514 |
| 当中間期末残高 | 2,045,951 | 86,141,897 | 1,214,928 | 1,214,928 | 87,356,826 |

**注記事項**

**（重要な会計方針）**
**１．資産の評価基準及び評価方法**
**(1)有価証券**
**①子会社株式**
**移動平均法による原価法**
**②その他有価証券**
**市場価格のない株式等以外**
**中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法**
**（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）**
**市場価格のない株式等**
**移動平均法による原価法**

**２．固定資産の減価償却の方法**
**(1)有形固定資産（リース資産を除く）**

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～50年 |
| 器具備品 | ４～15年 |

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| のれん | 14年 |
| 顧客関連資産 | ６～19年 |
| ソフトウェア（自社利用分） | ５年（社内における利用可能期間） |

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「収益認識会計基準」等を当中間会計期間の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用が中間財務諸表に及ぼす影響はありません。

**（中間貸借対照表関係）**

| 第37期中間会計期間<br>（2021年９月30日） |
|---|
| ※１.有形固定資産の減価償却累計額<br>1,320,556千円 |
| ※２.消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。 |
| ※３.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。<br>当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。<br>当座借越極度額の総額　10,000,000千円<br>借入実行残高　－<br>差引額　10,000,000千円 |
| ※４.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額73,437千円の支払保証を行っております。 |

**（中間損益計算書関係）**

| 第37期中間会計期間<br>（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日） |
|---|
| ※１.一般管理費のうち主要なもの<br>のれん償却費　152,270千円<br>減価償却実施額<br>有形固定資産　191,604千円<br>無形固定資産　1,304,363千円 |
| ※２.営業外収益のうち主要なもの<br>為替差益　6,622千円<br>受取配当金　4,755千円<br>投資有価証券償還益　90,952千円<br>投資有価証券売却益　48,142千円 |
| ※３.営業外費用のうち主要なもの<br>投資有価証券償還損　15,001千円<br>投資有価証券売却損　8,258千円 |
| ※４.特別損失のうち主要なもの<br>システム統合関連費用　145,261千円 |

**（中間株主資本等変動計算書関係）**

第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

発行済株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数 | 当中間会計期間増加株式数 | 当中間会計期間減少株式数 | 当中間会計期間末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | － | － | 33,870,060株 |

**（リース取引関係）**

| 第37期中間会計期間<br>（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日） |
|---|
| １．オペレーティング・リース取引<br>（借主側）<br>未経過リース料（解約不能のもの）<br>１年以内　1,179,776千円<br>１年超　2,903,862千円<br>合　計　4,083,639千円 |

**（金融商品関係）**

１．金融商品の時価等に関する事項

第37期中間会計期間（2021年９月30日）

2021年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 38,529,337 | 38,529,337 | － |
| (2)顧客分別金信託 | 300,038 | 300,038 | － |
| (3)未収委託者報酬 | 10,909,133 | 10,909,133 | － |
| (4)未収運用受託報酬 | 2,723,571 | 2,723,571 | － |
| (5)未収投資助言報酬 | 399,072 | 399,072 | － |
| (6)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 21,960,848 | 21,960,848 | － |
| (7)投資その他の資産 | | | |
| ①長期差入保証金 | 1,408,170 | 1,408,170 | － |
| 資産計 | 76,230,173 | 76,230,173 | － |
| (1)顧客からの預り金 | 12,736 | 12,736 | － |
| (2)未払金 | | | |
| ①未払手数料 | 4,996,181 | 4,996,181 | － |
| 負債計 | 5,008,917 | 5,008,917 | － |

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）顧客分別金信託、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、及び（5）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（7）投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）顧客からの預り金、及び（2）未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|---|---|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 39,809 |
| 合計 | 39,809 |
| 子会社株式 | |
| 非上場株式 | 11,246,398 |
| 合計 | 11,246,398 |

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（2021年９月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 16,269,607 | 14,102,355 | 2,167,252 |
| 小計 | 16,269,607 | 14,102,355 | 2,167,252 |
| (2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 5,691,240 | 6,001,639 | △310,398 |
| 小計 | 5,691,240 | 6,001,639 | △310,398 |
| 合計 | 21,960,848 | 20,103,994 | 1,856,853 |

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 32,740,035 | 4,392,826 | 633,982 | 117,708 | 37,884,552 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

| 第37期中間会計期間<br>（自　2021年４月１日　　至　2021年９月30日） |
|---|
| １株当たり純資産額　　2,579円18銭<br>１株当たり中間純利益　　60円41銭<br><br>なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

**４【利害関係人との取引制限】**

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

**５【その他】**

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併（2019年4月1日付）に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

**第２【その他の関係法人の概況】**

**１【名称、資本金の額及び事業の内容】**

イ　受託会社

（イ）名称　　株式会社りそな銀行

（ロ）資本金の額　　279,928百万円（2021年3月末現在）

（ハ）事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- 名称　　株式会社日本カストディ銀行
- 資本金の額　　51,000百万円（2021年3月末現在）
- 事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ　販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円）<br>2021年3月末現在 | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 大和証券株式会社 | 100,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 10,000 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

## 2【関係業務の概要】

イ　受託会社
信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ　販売会社
委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

## 3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
該当事項はありません。

# 第3【その他】

1　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

（1）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
（2）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
（3）委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
（4）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
（5）目論見書の使用開始日を記載することがあります。
（6）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
（7）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
（8）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
（9）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
（10）ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
（11）写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管

**理番号等を記載することがあります。**

**2　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。**

**3　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。**

**4　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。**

**5　評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。**

**6　有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。**

# 独立監査人の監査報告書

2021年６月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　羽　太　典　明　　印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　菅　野　雅　子　　印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　佐　藤　栄　裕　　印 |

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

**務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。**

**監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。**

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

---

**(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 井　勝 也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐 藤　栄 裕 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）の2021年9月7日から2022年3月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株アルファ・カルテット（年２回決算型）の2022年3月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

(注)１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 羽　太　典　明 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 菅　野　雅　子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐　藤　栄　裕 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の

**表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。**

**監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。**

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

---

**(注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**2．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。**